

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

砺波市の位置（地形）は富山県の西部に位置し、東西 14.3 km、南北 16.2 km、面積は 127.03 km²で、北は高岡市、南は南砺市、東は富山市と射水市、西は小矢部市に接している。

「庄川」によって形成された勾配の緩やかな扇状地と、牛嶽から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っている。また、市域の平野部は、主に散居景観が広がる農村地帯と市街地で形成されており、東側には、飛騨山地に源を発する「庄川」が南北に貫流し、高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいる。

また、砺波市の気象は冬には西高東低の気圧配置により季節風が強く、降雪の日が続く傾向にあり、県下の平野部としては積雪量が多い。春先から5月の終わりにかけて、フェーン現象と呼ばれる乾燥した南風が庄川沿いでは強く、瞬間風速 30～40 m/s の強風が吹き荒れることがある。南砺市八乙女山から吹き下ろす南西の強風（八乙女おろし）や南東の強風（庄川嵐）などがあり、庄川地域をはじめ、中野や五鹿屋 地区などで強風が吹くことが多い。梅雨は、6月から7月中旬まで続き、大気の状態が不安定となった場合は局地的豪雨となる場合もある。夏は高温多湿で、天候は比較的安定しているが、秋の台風時には、九州から四国を縦断する場合や紀伊半島を縦断する場合には警戒が必要となる。当市は、これら位置（地形）や気象による自然災害リスクに加えて、事業の継続を妨げる感染症やサイバー攻撃など、顕在化しているリスクへの対応も欠かすことができない。

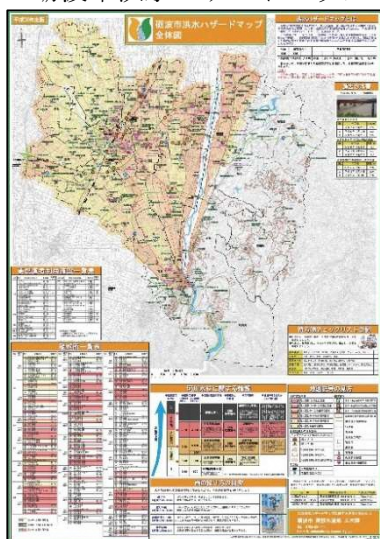
(1) 地域の災害リスク

1) 洪水について

砺波市の主要河川「庄川」は、ダム建設や治水工事等が進み、大災害の危険性は次第に減少しているが、通常時の被害では中小河川の局地的地域に発生することが想定されている。

国土交通省が公表（平成28年6月）した想定最大規模の降雨による庄川水系洪水浸水想定区域図によると、市内のほとんどの地域で浸水（50 cm以下）する洪水氾濫危険区域のシミュレーションが出されている。

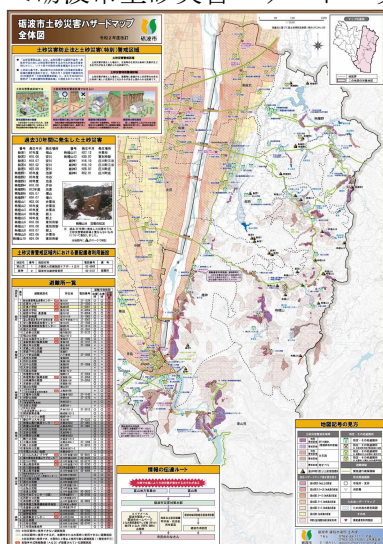
< 砺波市洪水ハザードマップ >



2) 土砂災害について

砺波市の和田川流域（東別所付近）に分布している地質は、風雨にさらされると、砕けやすく軟弱で粘性をもつようになるため、地すべりや、がけ崩れが生じやすく、道路途絶等の被害が予想されている。また、富山県の調査で市内の梅檀野、梅檀山、雄神、東山見地区において土砂災害が発生するおそれが判明している。

<砺波市土砂災害ハザードマップ>



3) 地震について

砺波市の地震防災マップでは、砺波市周辺の8つの活断層帯で発生する地震と、全国どこでも起こりうる直下の地震（阪神・淡路大震災や能登半島地震クラス）の計9つの地震を対象とした震度推計の結果として、「中能登地域の「邑知潟（おうちがた）断層帯」、「砺波平野断層帯東部（高清水断層）」、「呉羽山断層帯」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を反映しており、最大震度として6弱～7クラスの地震発生が予想されている。

<砺波市地震防災マップ>



4) 雪害について

砺波市は、県下平野部の中でも降雪が多く、昭和38年の豪雪時には砺波気象通報所で237cmの最深積雪を記録し、交通機関は途絶し家屋や森林等に大きな被害を残した。また、令和3年には最深積雪が127cmに達するなど、大雪が降り続けると雪害が発生する恐れがある。

砺波平野は特有の散居形態であるため、雪害の影響は交通障害をはじめ、農林業被害、通信障害等により、住民生活及び産業活動に大きな影響を及ぼしかねない。

5) 感染症について

長い歴史の中で感染症は幾度となく流行が繰り返されている。令和2年に発生し世界中で流行した新型コロナウイルス感染症は、砺波市で約5,700名(※1)の感染者数を記録した。

同感染症は、令和5年に第5類感染症に移行したが、感染者の発生が途切れることはなく、流行への脅威は続いている。感染症流行は行動自粛等による住民生活への影響だけでなく、経済活動の抑制を余儀なくされ、当市の産業にも大きな影響を及ぼす恐れがある。

※1 富山県HP「富山県内における新型コロナウイルス発生状況一覧」より引用
(記録期間は令和2年3月30日～令和4年9月26日)

6) 情報セキュリティ(侵害)について

現代のIT社会において、情報資産に対するセキュリティ侵害は誰もが警戒すべき脅威となっている。被害の想定としては、情報資産の漏えいや改ざん、消去等の被害が第一に考えられ、その被害は経済的な損害のみならず、個人情報保護法等の法令違反に発展する恐れがある。

(2) 商工業者の状況

砺波市の商工業者数は2,471件であり、業種別では、「卸・小売業」や「建設業」が多く、次いで「製造業」が多い状況にある。また、小規模事業者数では、「建設業」が最も多い状況にある。

＜砺波市の商工業者数＞ 令和6年4月1日現在

商工業者数	小規模事業者数	※当会及び砺波商工会議所の 商工業者数調査データより
2,471社(者)	2,035社(者)	

＜業種別の商工業者集計表＞

分類／企業数	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
農業・林業	53	45	市内に広く分散している
鉱業	5	5	山間部を中心に分散している
建設業	509	483	市内に広く分散している
製造業	306	251	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	市街地に立地している
情報通信業	14	12	市内に広く分散している
運輸業・郵便業	51	34	市内に広く分散している
卸売業・小売業	517	395	市街地を中心に広く分散している
金融・保険業	40	31	市街地を中心に広く分散している
不動産業・物品賃借業	71	63	市内に広く分散している
学術研究・専門技術サービス業	130	109	市内に広く分散している
宿泊業・飲食サービス業	226	187	市内に広く分散している
生活関連サービス業・娯楽業	244	218	市内に広く分散している
教育・学習支援業	58	55	市内に広く分散している
医療・福祉	130	68	市街地を中心に広く分散している
複合サービス	9	0	市内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	107	79	市内に広く分散している
合 計	2,471	2,035	

(3) これまでの取組

<当市の取組み>

◇砺波市地域防災計画の策定と見直し

「砺波市地域防災計画」は、市の防災予防、災害応急対応及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、災害による被害の軽減を図り、市民の生命・財産を保護することを目的として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づき、平成17年度に砺波市防災会議において策定している。また、災害対策基本法等の改正や富山県地域防災計画の改正、災害対応の教訓等を踏まえ、随時見直しが進められており、近年では、令和6年能登半島地震を踏まえた見直しを行っている。

◇各種ハザードマップ等の作成・活用

洪水時における河川の破堤・氾濫などの水害や土砂災害などによる人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難所、避難時の心得などをマップ化した「砺波市洪水ハザードマップ」や「砺波市土砂災害ハザードマップ」等を作成し、市内全戸配布し周知を図っている。

◇要配慮者施設における避難確保計画の策定支援

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、洪水浸水想定区域内や土砂災害計画区域内の要配慮者施設においては、「洪水時の避難確保計画」の策定が義務づけられていることから、この計画策定を支援すると共に年1回以上の訓練実施を求めるなど、避難体制の実効性を高めている。

<当会の取組み>

当会と当市は、令和2年度に事業継続力強化支援計画を作成し、富山県の認定（令和3年3月15日付け）を受けて、令和3年度より3年間に渡って同支援計画に基づく事業に取り組んだ。

◇会報等（砺波市ハザードマップ活用）による管内の災害リスクの周知

◇セミナー開催による災害リスクの周知及びリスクファイナンスの斡旋・紹介

◇セミナー開催及び専門家派遣による事業継続力強化計画の作成支援

◇経営指導員による富山県小規模事業者事業継続力強化補助金の申請支援

◇当会自らの商工会業務継続計画書を作成

2. 課題

(1) 小規模事業者の防災・減災対策に対する意識の低さ

当会は、経営改善普及事業の一環として事業継続力強化支援に取り組んできたが、この計画を推進するためには、更に小規模事業者の防災・減災対策に対する意識向上を図っていく必要がある。

(2) 計画策定の浸透

当会は、小規模事業者に対して現状把握や目標設定に基づいた経営計画の策定を支援しているが、その計画策定の意義が浸透せず課題となっている。近年の豪雨や地震の発生により、小規模事業者の災害リスクへの意識は高まりつつあるが、具体的な防災・減災対策の取組みにつなげていくためには、BCP等の計画策定の推進を図る必要がある。

(3) 当会の脆弱な指導体制

BCP等の計画策定が浸透しない理由の一つとして、小規模事業者の防災・減災対策に関する知識（ノウハウ）不足が考えられ、BCP等の計画策定の前提として、この知識不足を補う助言・指導が必要となる。しかし、当会は経営（法定）指導員1名の事務局体制であり、脆弱な指導体制にある。

（４）関係機関との連携不足

緊急時の連絡を円滑に行うため、当会と当市（担当課：商工観光課）との間に連絡体制を構築しているが、発災時の応急処置や復興支援策の実施、被害報告等の情報共有を円滑に行う関係機関との連携が不足している。

（５）当市防災計画と当会業務継続計画書の整合性

当会の商工会業務継続計画書（令和３年度策定）は、砺波市の防災計画等に基づいて策定したが、この防災計画が豪雨災害（令和５年７月）や能登半島地震（令和６年１月）を踏まえて改定（令和６年度）されたため、当会の商工会業務継続計画書は整合性を図る必要がある。

３．目標

当会と当市が一体となり、それぞれの役割を明確に分担することで、小規模事業者等の防災・減災対策の事前対応や発災時における応急対策を支援する。また、復興支援のための迅速な情報収集につなげる連絡体制を構築し、管内の小規模事業者等の事業継続力強化を図ることを目標とする。

（１）小規模事業者の防災・減災対策に対する意識向上

管内の小規模事業者等に対して、事業活動の継続に影響を及ぼす災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、当市の防災計画やハザードマップを周知し、地域（個社）ならではの災害リスクを認識させることで、防災・減災対策に対する意識向上を図る。

（２）ＢＣＰ計画策定事業者の増加

当市のハザードマップ等を用いて、防災・減災対策に対する意識向上を図り、ＢＣＰ計画の策定事業者の増加を図る。また、同計画の策定を通して自社の現状や課題を認識させ、具体的な取組みにつなげることで、小規模事業者の事業継続力強化を図る。

（３）指導体制の強化

当会は、ＢＣＰ等の計画策定を推進するため、経営（法定）指導員に加えて、他の事務局職員が富山県商工会連合会等で開催される研修会を受講することで、当会の指導体制を強化する。

また、専門性が高い支援に対しては、外部専門家等と連携した指導体制を整備する。なお、計画策定時に「災害の想定」では自然災害に加えて、「感染症」や「サイバーリスク」についても助言・指導を行う。

（４）関係機関との連携強化

当会と当市（担当課：商工観光課）の連絡体制は、様々な関係機関と連携していく必要があるが、砺波市全域の事業者に関する情報を共有するため、砺波商工会議所との連携強化に取り組んでいく。

また、この連携強化の将来像として、当会と当市に砺波商工会議所を加えた三者で事業継続力強化支援計画の共同作成を検討する。

（５）委員会設置による商工会業務継続計画書の見直し

当会は、現商工会業務継続計画書の策定時に設置した「事業継続力強化支援計画策定委員会」を再度設置し、改定された防災計画等に基づいて、「被害状況の想定等」や「被害の影響評価」、「事前の対策」等の見直しを行う。これにより砺波市の防災計画との整合性を図ると共に、当会自身の事業継続力強化を図る。

※その他 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに富山県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市が、役割分担を明確にした連携体制を整理することで、以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

本計画は、当市の「国土強靱化地域計画（令和2年策定）」及び「防災計画（令和6年改定）」との整合性を整理し、緊急時・発災時に速やかな応急処置に取り組めるようにする。

1）庄川町商工会BCP業務継続計画書の見直し

当会が令和3年度に策定した「BCP業務継続計画書」の見直しを行う。
当市が令和6年度に改定した防災計画との整合性を整理し、「被害状況の想定等」の項目を再検討する。また、その検討結果を踏まえて「被害の影響評価」等の見直しを図ると共に、当会の組織や経営資源を点検し、「事前の対策」を改めて整理する。この見直しは、当市の助言を受けて行い、実施期間中に当市の防災計画等が改定された場合は、その都度見直しを行う。

2）小規模事業者等に対する災害リスクの周知

当会と当市の広報誌やホームページにおいて、リスク対策の必要性や国の施策の紹介、BCPの具体的な取組み（事例）を紹介する。また、当市のハザードマップを当会のホームページでも閲覧可能とし、地域の災害リスクの周知に努める。

当会の経営指導員等が、当市のハザードマップ等を用いて管内の災害リスクを周知し、事業活動に影響を与える自然災害の認識について注意喚起を行う。また、BCP計画や事業継続力強化計画認定制度、各種施策に関する情報を提供する。

3）小規模事業者等に対するBCP（事業継続計画）の策定支援

小規模事業者等のBCP策定を支援する。同計画の策定により、自社の事業活動に与える影響や優先して継続・復旧すべき製品や商品、建物や設備、取引先等を具体化する。

4）関係団体等との連携

災害リスクの周知やBCP策定に関する平時の支援は当会の経営指導員等が行い、災害（被害）の想定等に関する支援では、同支援の知見を有する当市が支援に関わり助言を行う。
また、BCP策定支援で専門家派遣が必要な場合は富山県商工会連合会と連携し、事前対策で想定される損害保険に関する相談では、連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損保保険株式会社等と連携し、各種保険の説明や紹介を行う。

5）フォローアップ

砺波市事業継続力強化支援協議会（構成員：砺波市、砺波商工会議所、庄川町商工会）を開催し、災害リスクの周知やBCP策定支援の現状確認及び改善点等について協議する。

6）当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当会と当市の連絡ルートの確認を行う。
（訓練は年1回以上実施する。）

(2) 発災後の対策について

自然災害等による発災時に、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。携帯電話及びSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋や道路の被害状況等）を当会と当市で共有する。

＜感染症について＞

国内感染者発生後は、職員の体調を確認し事業所の消毒や職員の手洗い・うがい等を徹底する。感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づいた政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、砺波市の感染症対策本部設置に基づいて当会による感染症対策を行う。

＜情報セキュリティについて＞

情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、当市の「緊急時対応計画」に基づいて、災害を最小限に抑える応急対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

◇当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視により命の危険を感じる災害（規模）と判断した場合は、出勤をせず、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。

◇当会と当市は、大まかな被害状況（家屋や道路、事業者への影響等）を確認し、3日以内に情報共有する。

◇当会と当市は、災害規模や被害状況に応じた応急対策の方針を決め、必要な体制を取る。被災等により職員全員が出勤できない場合は、役割分担を決め応急対策を行う。

＜感染症リスクについて＞

感染症流行では、当市の「砺波市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を踏まえて、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務等の対策を講じることで体制を維持する。

＜情報セキュリティについて＞

情報セキュリティ侵害発生後は、当市の「情報セキュリティポリシー」に従い、必要な情報の把握と発信を行うと共に、発生事案に対して被害拡大の防止、復旧、再発防止等の応急対策を講じる。

■被害規模の目安（判断想定）

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「業務遂行ができない」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「業務に支障が生じている」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

発災後～１週間	１日に４回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
２週間～１ヶ月	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

※被害規模の目安「ほぼ被害はない」の場合は、必要に応じて被害情報等を共有する。

- ◇自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ◇二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ◇当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ◇当会と当市が共有した被害情報を、富山県商工会連合会を通じて富山県に報告する。（報告は富山県が指定した方法による）

◇感染症流行の場合は、国や富山県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を、富山県商工会連合会を通じて富山県に報告する。（報告は富山県が指定した方法による）

```
graph TD; A[富山県商工会連合会] <-->|“(方法等の指定)”| B[富山県]; A -->|“(報告)”| B; B <-->|“(方針・情報の共有)”| C[国<br/>(中部経済産業局)]; A <-->|“(方法等の指示)”| D[庄川町商工会]; D -->|“(報告)”| A; B <-->|“(方法等の指示)”| E[砺波市]; E -->|“(報告)”| B; D <-->|“(方針・情報の共有)”| E;
```

- ◇安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ◇相談窓口の開設方法について砺波市と相談して決定する。
- ◇指示命令系統に従い、国や県の指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ◇地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ◇応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ◇感染症の場合、事業活動に影響がある、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

富山県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他地域からの応援職員の派遣等について富山県及び富山県商工会連合会に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに富山県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

庄川町商工会	
事務局長	1名
(法定)経営指導員	1名
経営支援員	2名
一般職員	1名

連携・調整
(情報共有)

砺波市		
(窓口) 商工観光課	総務課	(自然災害対策)
	土木・都市整備課	(自然災害対策)
	健康センター	(感染症対策)
	企画政策課情報政策班	(情報セキュリティ対策)

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名：水本 積〔法定経営指導員〕 ※連絡先：後述（3）参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①庄川町商工会

〒932-0395 富山県砺波市庄川町示野 116

E-Mail： shogawa@shokoren-toyama.or.jp

TEL0763-82-1155 FAX0763-82-5341

②砺波市商工農林部商工観光課

〒939-1398 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

E-Mail： shoko@city.tonami.lg.jp

TEL0763-33-1392 FAX0763-33-6854

(4) 被害情報等報告先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

〒930-8501 富山市新総曲輪 4 - 7

E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

FAX: 076-444-4402 / TEL: 076-444-3251

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
必要な資金の額	110,000	60,000	110,000	60,000	110,000
専門家派遣費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
セミナー開催費	50,000		50,000		50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金・砺波市補助金・会費収入・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし